

(公印省略)
介高第1328-138号
令和3年12月15日

関係各位

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 遠藤 英夫

主任介護支援専門員の資格期間に係る臨時的取扱いについて

このことについて、令和2年5月8日付け群馬県健康福祉部介護高齢課長通知により、当面の間資格を喪失しない取扱いとしておりましたが、その終期及び更新手続後の有効期間の起算日について、以下のとおりといたしますので、取扱いに遺漏なきようお願い申し上げます。

記

1 臨時的取扱いの内容

令和2年6月25日～令和5年8月18日の間に

A 主任介護支援専門員の有効期間満了日を迎える場合

- ・ 有効期間満了後も3年間は主任介護支援専門員の資格を喪失しないものとします。
- ・ ただし、主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、新たに付与される主任介護支援専門員の有効期間は、元の有効期間満了日の翌日から数えて5年間になります。

B 介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える場合

- ・ 有効期間満了後も3年間は介護支援専門員証の資格を喪失しないものとします。
- ・ ただし、更新手続きを行った場合、新たに付与される介護支援専門員証の有効期間は、元の有効期間満了日の翌日から数えて5年間になります。

C 主任介護支援専門員及び介護支援専門員証のいずれも有効期間満了日を迎えない場合(A、Bともに非該当の場合)

- ・ 今回の臨時取扱いの対象にはなりません。
- ・ 有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を受講するとともに、介護支援専門員証の更新手続きを行ってください。

2 臨時的取扱いを受けるためには(上記1の A 又は B に該当する方)

- (1) この臨時的取扱いを受けるにあたって、特別な手続きは必要ありません。
- (2) 今後、有効期限が切れた研修修了証明書や、介護支援専門員証を提示する必要がある場合には、本通知を併せて提示してください。

3 その他

- 本通知発出前の臨時的取扱いにより、仮の日付として誤った有効期間(8年間)が記載された介護支援専門員証を交付されている方には、訂正した介護支援専門員証を再発行する予定です。具体的な対応方法については、別途通知しますので、お手数ですがよろしくお願い致します。
- 令和3年度主任介護支援専門員更新研修を修了した方については、誤った有効期間が記載された修了証が発行されておりますので、追って、群馬県社会福祉協議会より差し替えが送付される予定です。

担当:企画・介護保険係 豊嶋

電話:027-226-2562(直通)

E-mail:kaigokou@pref.gunma.lg.jp

(参考)

臨時的取扱いの内容に関する図解

修了証明書

あなたは介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したことを証します。

有効期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

主任介護支援専門員の有効期間はここで確認してください

介護支援専門員証



登録番号 10×××××××

氏名 ○○ ○○

生年月日 ○○年○○月○○日

交付年月日 ○○年○○月○○日

有効期間満了日 ○○年○○月○○日

ケアマネ証の有効期間はここで確認してください

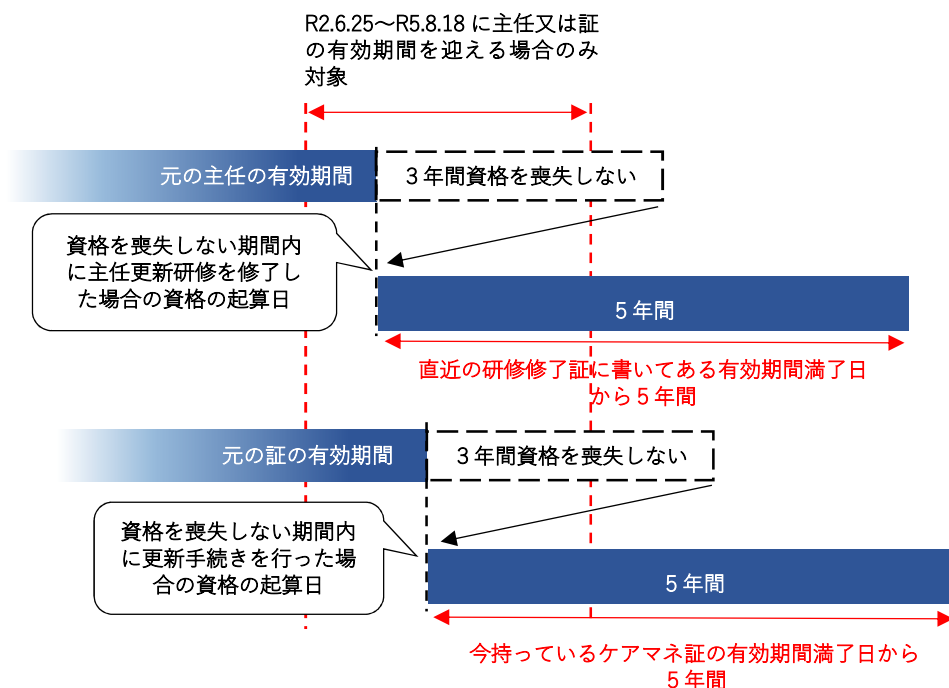
令和2年6月25日～令和5年8月18日までの間に

① 主任介護支援専門員の有効期間満了日を迎える場合

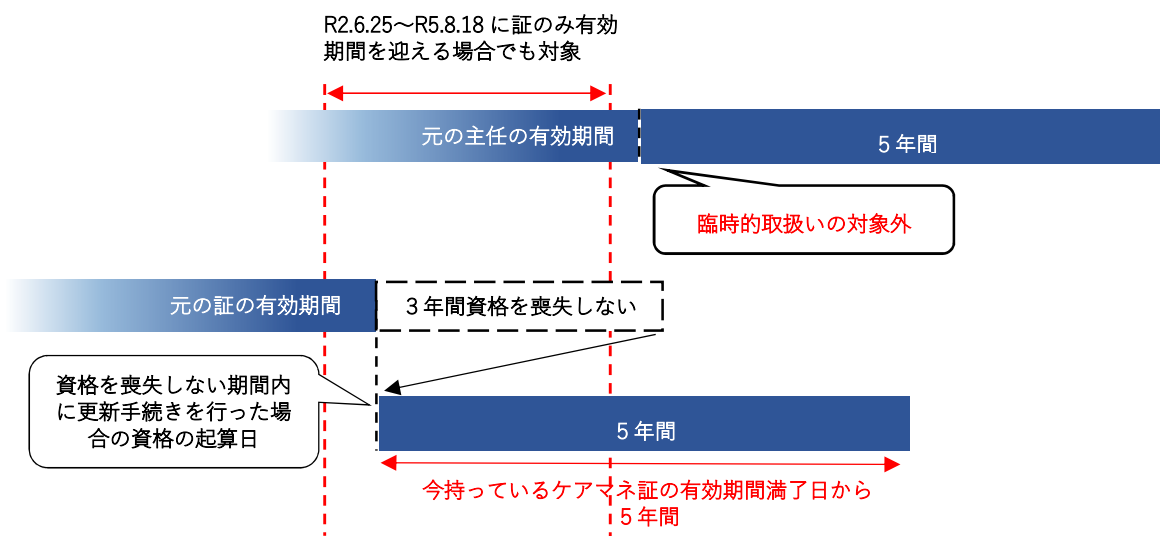
主任介護支援専門員の有効期間満了日に、3年間を足した期間は資格を喪失しません。研修の受講体制が整い、主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は、現在の有効期間満了日の翌日から数えて5年間の有効期間が新たに付与されます。

② 介護支援専門員証(ケアマネ証)の有効期間満了日を迎える場合

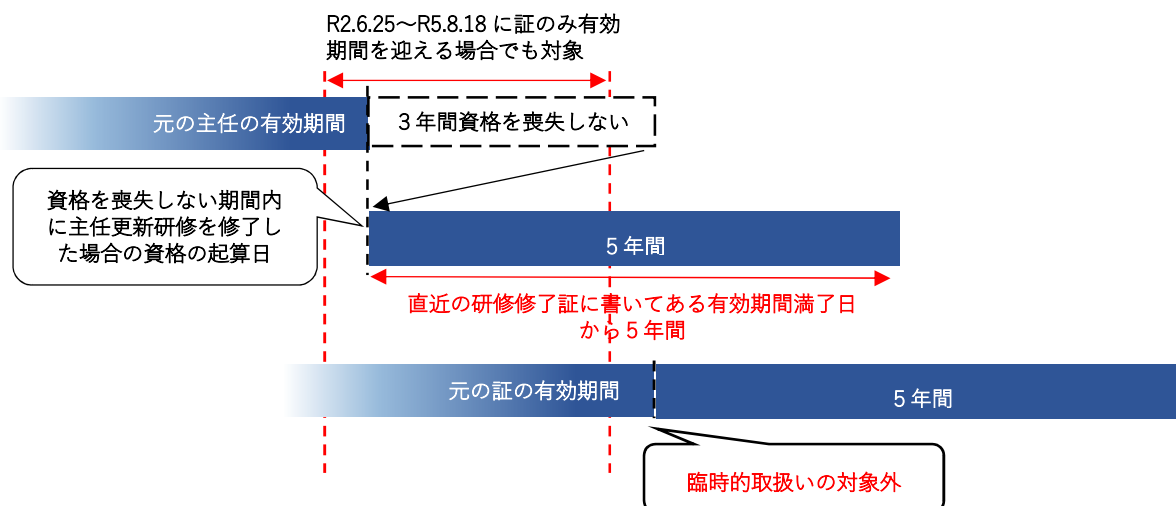
ケアマネ証の有効期間満了日に3年間を足した期間は資格を喪失しません。必要な研修を修了し、更新手続きをした場合は、現在の有効期間満了日の翌日から数えて5年間の有効期限が新たに付与されます。



※ 主任介護支援専門員の有効期間満了日が「令和2年6月25日～令和5年8月18日」までの間に該当せず、ケアマネ証の有効期間満了日のみ該当する場合には、ケアマネ証の有効期間についてのみ臨時的取扱いの対象となります。



※ 主任介護支援専門員の有効期間満了日が「令和2年6月25日～令和5年8月18日」までの間に該当し、ケアマネ証の有効期間満了日が該当しない場合には、主任介護支援専門員の有効期間についてのみ臨時的取扱いの対象となります。



③ 主任介護支援専門員の有効期間満了日及び、介護支援専門員証の有効期間満了日のいずれも「令和5年8月19日」以降に該当する場合

臨時的取扱いの対象外です。主任介護支援専門員の有効期間満了日までに研修を受講し、別途、ケアマネ証の更新手続きも忘れずに行ってください。